

## 荒尾市地域包括支援センター業務支援システム再構築業務委託仕様書

### 1 目的

荒尾市地域包括支援センター（以下「当センター」という。）において、介護予防支援業務、介護予防・日常生活支援総合事業等が円滑に実施され、効果的な対象者の生活支援が可能となるようにシステムを再構築する。

### 2 対象業務

(1) 当センターが実施する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防・日常生活支援総合事業に係る連携・情報管理システム（荒尾市地域包括支援センター業務支援システム）の再構築業務

(2) 当センター及び各委託先のネットワーク構築業務

### 3 対象データの目安

(1) 老年人口（地域支援事業対象者）  
18,288人（令和4年9月末時点）

(2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント対象者  
約500人（令和4年9月提供分）

### 4 基本的な事項

(1) 荒尾市地域包括支援センター業務支援システム（以下「本システム」という。）を再構築するにあたり、ソフトウェア・ハードウェア等のセキュリティ対策に配慮するなど、利用者の個人情報の取扱いに十分注意すること。

(2) 令和5年4月1日以後の業務遂行に支障が出ないように、現在当センターが利用しているシステムから令和5年3月31日までにデータ（利用者基本情報、介護予防ケアプラン、支援経過記録等）の移行を行うこと。また、介護予防ケアプラン作成業務の一部を、外部の居宅介護支援事業所に委託しているため、それらに関するデータも漏れなく移行すること。

なお、現行システムからのデータの取出し作業は、現行システムの事業者が行う。

(3) 半導体等の部品の供給不足による機器納入時期への影響については、予定していた機器が期限までに用意できなかった場合も業務が停止しないように必要な措置を講じることとする。

なお、これに係る費用は原則として受注事業者の負担とする。

- (4) 機器及びソフトウェアの導入に当たり、取扱説明書の納入並びに当センター担当者への教育及び指導を行うこと。
- (5) 制度改正等により内容の変更が発生した場合には、保守の範囲内にて対応できること。ただし、大規模改正の場合は別途協議する。

## 5 システム及びネットワークの構成（7ページ参照）

### (1) システム

- ア サーバー及びクライアントを利用し、当センターのクライアント端末をネットワーク接続するクライアント／サーバー型システムとする。
- イ 当センターのクライアント端末をネットワーク接続するサーバー（以下「メインサーバー」という。）とは別に、委託先連携用のサーバー（以下「委託サーバー」という。）を調達し、インターネットを介して各委託先と接続してその情報を集約する。
- ウ 当センターと委託先が使用するシステムは、基本的に同一のものであること。
- エ メインサーバー及び委託サーバー内のデータを随時最新の状態とすることができるよう、必要なデータの取り出しと取り出したデータの取り込みが相互にできること。

### (2) ネットワーク

- ア 当センター内を接続するネットワークは、既存のネットワーク環境を利用すること。なお、インターネットの利用はできない。
- イ 委託サーバーは別途インターネット回線を敷設し、各委託先と接続する。ただし、前項のネットワークと物理的に接続しない別のネットワークとすること。

## 6 機器構成及び動作環境

- (1) 新規サーバー1台、既存端末20台及び新規プリンタ1台を利用し、当センターにシステムが運用できる環境を構築する。また、委託先連携用に新規サーバー1台を設置し、インターネット回線を介して委託先に介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の実施環境を提供できるようにすること。  
なお、委託先でのシステム利用台数は合計40台を見込んでいる。
- (2) サーバーは2台とも荒尾市役所内のサーバー室に設置する。
- (3) 端末はすべて既存利用とするため、前提条件があれば提示すること。  
なお、既存ハードウェアを利用するに当たり、システムの正常な稼働に支障をきたすものがあれば、その増強を含めて提案し、本業務に含めること。
- (4) 既存ハードウェアの利用が前提であるため、クライアント端末機に特段のソフトウェア資産を必要としないシステムであること。

(5) サーバーセットアップ、クライアントセットアップ（当センターが保有するクライアント端末を含む）、ルーター及びスイッチのセットアップ並びにLAN機器及び配線の設置等は本業務に含む。

(6) 画面入力以外の入力方法において必要な機器等があれば用意すること。

## 7 機能要件

(1) 他システムとのデータ連携に関する機能

ア 外部データ連携

荒尾市で管理する対象者の情報（氏名、カナ、生年月日、年齢、性別、郵便番号、住所、行政区及び介護保険認定に関する情報）を取り込む機能を有すること。

イ 連携タイミング

日次のバッチ処理により、自動で更新できること。

ウ 文字コード

荒尾市から提供する文字コードはUNICODEにて提供する。外字も対応すること。

(2) システム機能要件

機能要件については、別紙「システム機能要件水準書」のとおりとする。

なお、システム機能要件水準書に記載されている機能以外に提案すべき機能がある場合は、見積りを含めて提案すること。

## 8 機能強化・法改正対応

(1) 本システムにおけるソフトウェアのバージョンアップ及び法改正への対応には、ソフトウェア（プログラム）の提供を行うこと。また、インストール、調整作業及び職員への操作教育について情報提供等を行うこと。

(2) バージョンアップ内容は、システム業者側の機能追加に片寄らず、全国のユーザーの意見や要望を的確にくみ上げた内容であること。

(3) 地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）とサービス事業所の間でのデータのやり取りなど、国が進める介護分野のICT活用に向けた取組に対応できるシステムであること。

## 9 セキュリティ

本システムは重要な個人情報を扱うため、セキュリティについては荒尾市情報セキュリティポリシーを遵守することとし、個人情報保護及び情報漏洩対策を行うこと。また、導入時に担当者への教育・指導を行うこと。

(1) システム操作時のセキュリティ対策

- ア ID・パスワードの設定が可能なこと。
- イ システム起動時に、ID・パスワードによる利用者の確認ができること。
- ウ IDごとに利用できる機能を限定することができ、更に委託先ごとに扱うことのできる対象者を限定することができること。
- エ アクセスログ（ID・操作メニュー・操作内容）の記録及び出力ができること。
- オ 定期的なバックアップを実施し、障害発生時には速やかに復旧できるようにすること。

(2) セキュリティ対策

- ア ウイルス対策や不正侵入対策を行うこと。ウイルス対策ソフトについては本業務に含め、トレンドマイクロ社、シマンテック社又はMcAfee社のいずれかの製品を使用し、定期的にパターンファイルの更新を行うこと。また、セキュリティパッチの適用等については、迅速に受注事業者にて作業を行うこと。
- イ 不正侵入対策等のセキュリティ対策については、提案するシステム構成に合わせ、受注事業者にて十分な対応を行うこと。
- ウ 委託先クライアント端末については考慮しなくてよい。

10 保守・サポート体制

システム本体及び機器等の保守については、システムの円滑な運営のため以下の対応を行うこと。

なお、委託先については35か所を見込んでいる。

(1) サービス要件

ア 問い合わせ対応

- (ア) 本システム全般に関する質問、障害連絡等の受付窓口を設置すること。
- (イ) 受付方法は、電話及び電子メールとする。
- (ウ) 24時間365日受付を行い、受付後翌営業日午前10時までに当センター担当者に連絡を行い対応すること。
- (エ) 現地での復旧作業等が必要な場合が想定されることから、保守サービスに当たり、連絡を受けてから当センターへ速やかに到達できる範囲内に自社の拠点を有すること。

イ システム管理

- (ア) サーバー機器等の設置については、設置後60か月間の使用を想定し整備を行い、機能・容量等に不足が生じないよう整備を行うこと。機器の損耗による交換等については、使用上の劣化を考慮し、保守の範囲内で対応を行うこと。年1回以上の定期メンテナンス作業を行うこと（突発的な障害復旧作業等についてはこれに含めない。）。設置機器の破損、不具合等への対応については、受注事業者

て対応を行い、保守の範囲内で行うこと。

- (イ) 当センターにて端末等の追加及び交換を行う際には、受注事業者にて設定作業を行うこと。これらの作業についても保守作業に含むこととする。ただし、履行期間中に購入する機器については、当センターは受注事業者へ事前にスペック及び型番について確認を行うものとする。
- (ウ) 本システムを構成するハードウェア、ソフトウェア（OS、ミドルウェアを含む。）、ネットワークについて全体を把握し、ハードウェア及びソフトウェアの構成情報、設定情報等について管理を行うこと。
- (エ) システム環境等を変更した場合は、管理情報を最新の状態に改版の上、当センターに提出すること。

#### ウ セキュリティ対応

- (ア) 本システムを構成するソフトウェア（OS、ミドルウェア、業務パッケージシステム等）について、システム運用に影響を及ぼすようなセキュリティホール、障害等が発見された場合は、修正プログラムの適用等、必要な対策を実施すること。
- (イ) 各サーバーのウイルス感染時において、対応支援を行うこと。支援依頼は、当センターから行う。
- (ウ) サーバーOSのセキュリティパッチの適用を計画の上、実施すること。

#### エ 障害対応サービス

- (ア) 本システムにおいて障害が発生した場合は、システムを構成するハードウェア、ソフトウェアにかかわらず、障害全体を一元的に管理し、速やかに復旧させること。
- (イ) 当センターの開所時間内（土曜日を除く平日の8時30分から17時15分まで）に発生した障害は、当センターから連絡を受けてから速やかに障害復旧作業に着手すること。その他の時間帯に発生した障害は、障害発生時以後の最も近い開庁時間までに障害復旧作業を完了させることを原則とする。

#### オ 運用支援サービス

- (ア) 本システムの運用上発生する定例（月次処理及び年次処理）において、処理立会い等の支援を行うこと。
- (イ) 保守契約終了時には、次期システムへの移行を円滑に行えるよう、導入スケジュールに合わせてCSVによるデータ提供を保守の範囲内で、無償で行うこと。

#### カ 業務パッケージシステム保守サービス

業務パッケージシステムの法制度改正対応に係る情報の詳細について説明を行うこと。また、法制度改正対応ソフトウェアの適用に必要な期間について当センターに提示し、当該対応ソフトウェアの適用作業を本サービスにて実施すること。

## (2) 体制等

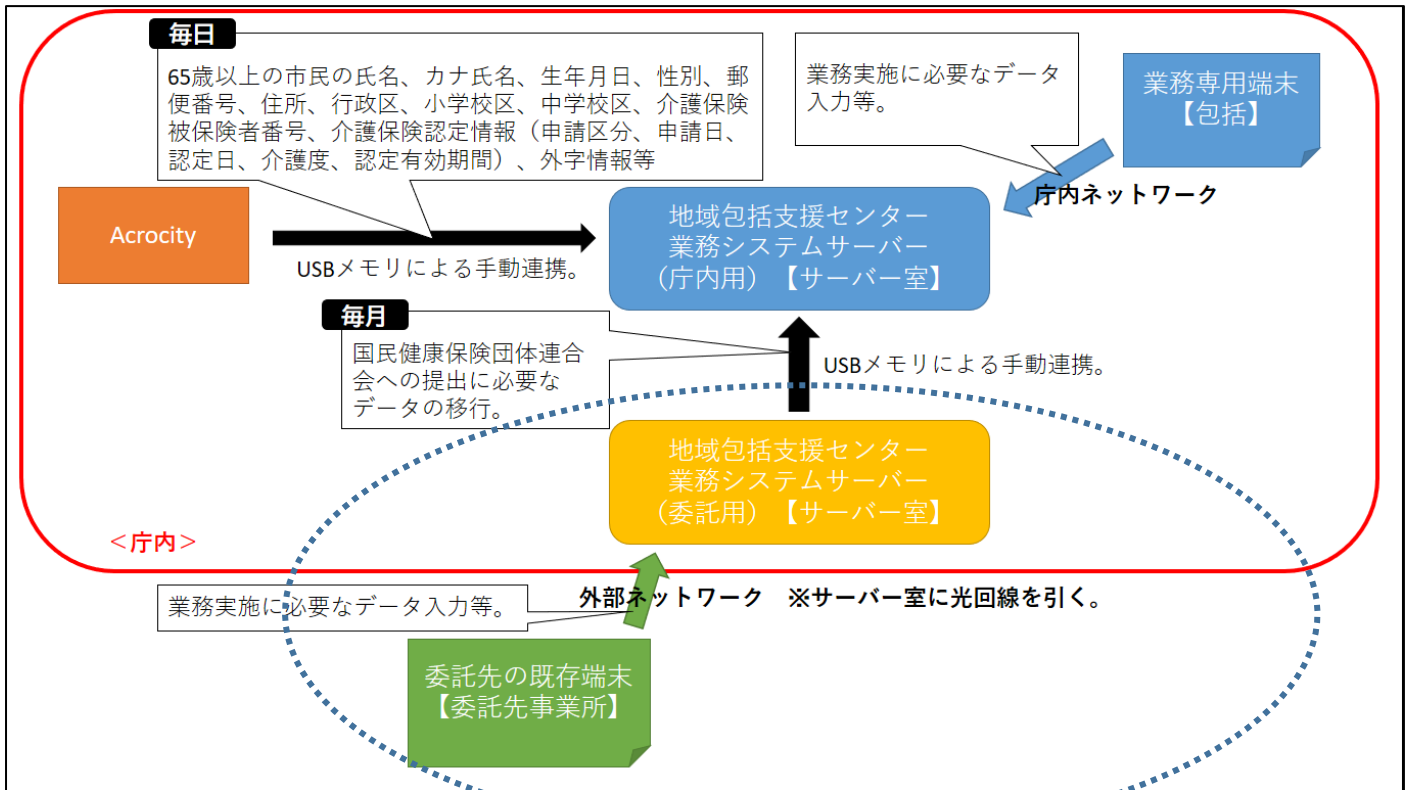
本業務の実施に当たり、当センターから速やかに到達できる範囲に自社の拠点を有すること。

## 1.1 操作研修

- (1) システム稼働時は、当センター及び各委託先の職員に対し、稼働前後のシステム研修期間を設けること。また、次年度以降、職員異動等により再度操作研修が必要となった場合は、保守の範囲内で実施すること。
- (2) 操作研修に当たり、提供するシステムに関する操作マニュアル等の作成を行い、当センターに提供すること。

荒尾市地域包括支援センター業務支援システム再構築業務委託におけるシステムのネットワーク構成について

<全体的な概要>



<委託先へのシステム環境提供部分（点線吹き出し部分）の概要>

